

みんなでつくろう

自治基本条例⑮

自治基本条例とは

市民や議会、行政などがそれぞれの役割を果たしながら、「市民が主役のまちづくり」を進めていくための基本的なルールのことです。

条例制定までの流れ

市の課題などを話し合う

条例のたたき台を作る

条例の素案を作る

条例の原案を作る

条例案を作る

現在、市民ワーキンググループでは「たたき台」を作っています。今回は、その中から＜組織及び人事政策＞についてご紹介します。

社会情勢の変化などから生じる様々な課題に対して、組織の枠に捉われることなく、横断的に対応していくことが重要です。また、市民協働のまちづくりにおいては、市民と行政がお互いに信頼関係を築いていくため、例えば短期間で担当者が代わらないよう人事に配慮するなど、市が努めなければならないことなどを定めています。

【組織及び人事政策（案）の要旨】

- ・市は、組織横断的かつ重要な政策課題については、柔軟な組織形態の活用を図るよう努めなければならない。
- ・市は、行政サービスの運営能力向上、職員の政策形成能力の養成のため、職員研修制度の充実に努めなければならない。
- ・市は、市民との信頼関係の維持向上を図るため、業務内容を考慮した人事に努めなければならない。

第23回市民ワーキンググループ会議

1月11日(金) 午後7時～9時

市役所7階中会議室



市ホームページの自治基本条例の取組ページに、過去の会議の内容（資料、会議要旨）を掲載しています。併せて、自治基本条例に関するご意見も随時、募集しています。また、市民ワーキンググループ会議は原則、公開していますので、傍聴を希望する人は企画課までお問い合わせください。

【行政資料コーナー】

市役所1階行政資料コーナーに自治基本条例関係の資料を置いていますので、ご利用ください。

【問合せ】 ☎ 877 - 8601

（住所記載不要）企画課政策企画係

☎ 22 - 8227（市役所6階）

（FAX）22 - 8324

（メール）kikaku@city.hita.oita.jp

人権コラム

心、豊かに

市民意識調査報告⑩

大分県人権啓発
イメージキャラクター
ころちゃん

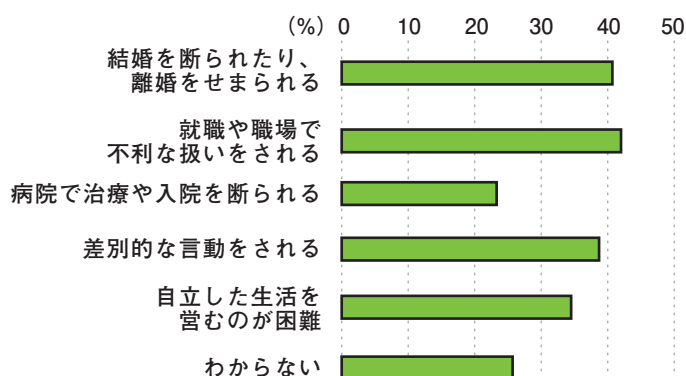
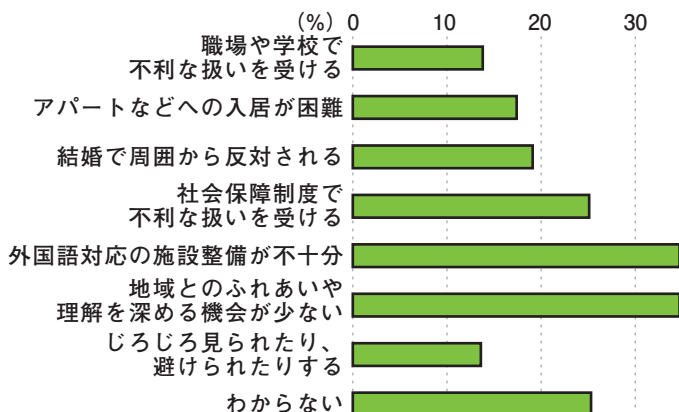


今回は、「外国人」と「HIV（エイズ）・ハンセン病患者等」の人権問題についての調査結果をお知らせします。

「外国人の人権で特に問題があること」については【グラフ①】のとおりです。「外国語対応の施設整備が不十分」や「地域とのふれあいや理解を深める機会が少ない」が多くなっています。次に、「HIV（エイズ）・ハンセン病患者等の人権で特に問題があること」については【グラフ②】のとおりです。「就職や職場で不利な扱いをされる」を始め、全体的に問題意識が高い一方で「わからない」も多くなっています。

曖昧な思い込みや理解不足が差別や偏見を助長することにもなり得るので、正しい知識の普及や理解を促進することが必要です。

【グラフ① 外国人の人権で特に問題があること（3つまで）】 【グラフ② HIV（エイズ）・ハンセン病患者等の人権で特に問題があること（3つまで）】



【問合せ】 人権啓発センター ☎ 22 - 8017（市役所別館1階）